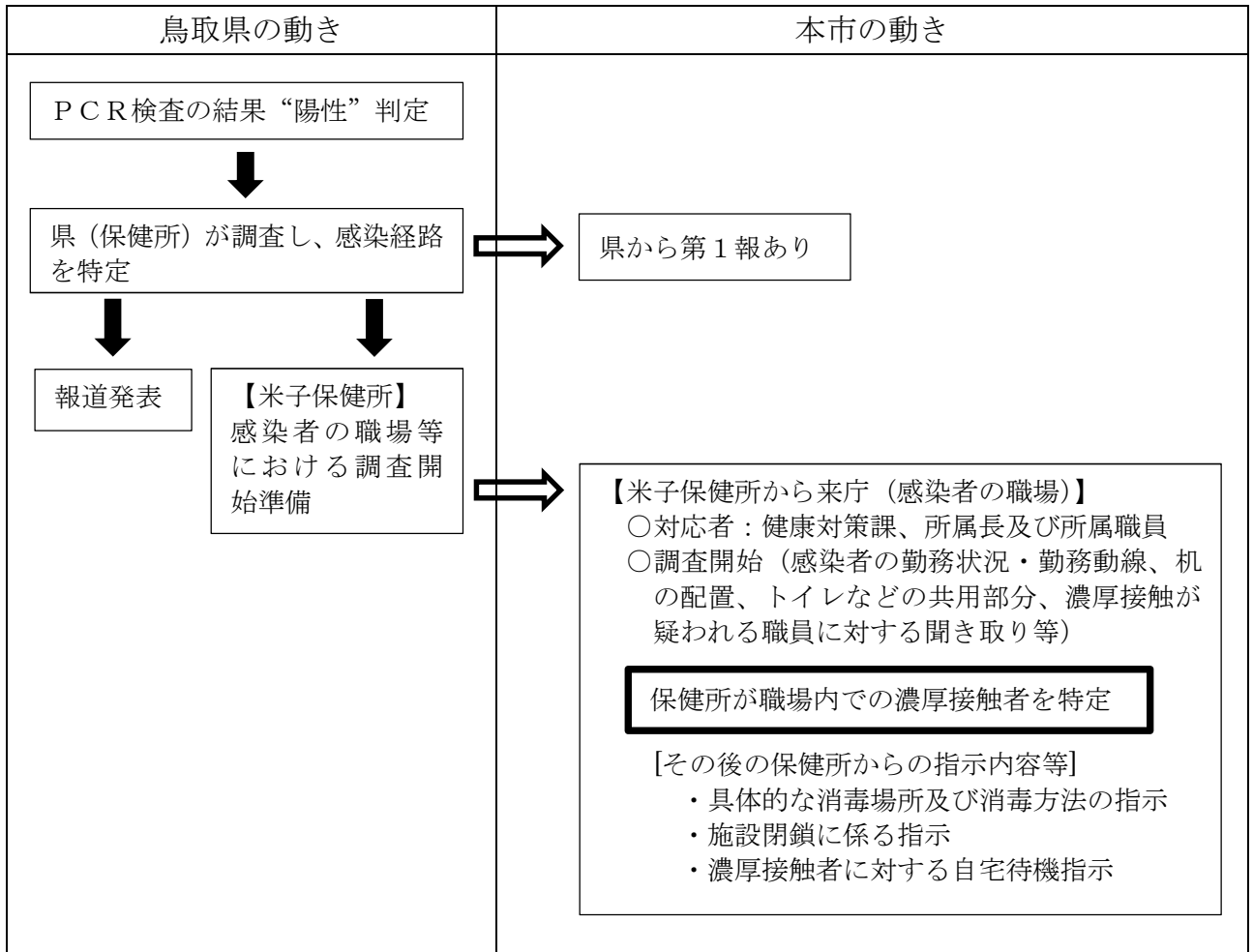


市の施設で感染・濃厚接触が確認された場合の対応について

1 感染が確認された場合について

(1) 確認の流れ



(2) 施設対応について

施設の閉館又は窓口等での業務停止などについては、その期間も含めて保健所の指示に従い対応する。

<参考>

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画（暫定運用版）一部抜粋（R2.3.19 運用開始）

○まん延防止対策

- ・「学校や福祉施設は、感染が広がりやすいので、感染防止措置を徹底し、その児童・生徒や利用者、職員等の中から新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときは、14日間、臨時休業することを基本とする。」
- ・「集客施設、イベント等については、自粛や運営方法の工夫を要請し、集客施設を利用した患者が利用者や職員と濃厚接触したことが確認されたときは、ひとまず14日間、臨時休業する。」

2 濃厚接触が確認された場合について

市の施設において従事する者が、感染者の家族など濃厚接触者として確認された場合は、保健所が行う調査にもとづいて、基本的には保健所の指示に従い対応する。